

計量法施行令等の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号) (第一条関係)	1
○計量法関係手数料令(平成五年政令第三百四十号) (第二条関係)	2
○計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令(平成二十九年政令第百六十三号) (第三条関係)	7
○計量法関係手数料令の一部を改正する政令(令和二年政令第百四十号) (第四条関係)	10

改正案	現行
（使用の制限の特例に係る特定計量器） 第五条 法第十六条第一項の政令で定める特定計量器は、次のとおりとする。 一・二 （略） 三 第二条第二号ロに掲げるもののうち、自動捕捉式ばかり（ひょう量が五キログラム以下のものに限る。）以外のもの（削る） （削る） （削る） （削る） 四〇十二 （略） （指定検定機関の指定の区分） 第二十六条 法第百六条第一項の政令で定める区分は、次のとおりとする。 一 （略） （削る） （削る） （削る） 二〇十九 （略）	（使用の制限の特例に係る特定計量器） 第五条 法第十六条第一項の政令で定める特定計量器は、次のとおりとする。 一・二 （略） 三 第二条第二号ロに掲げるもののうち、次に掲げるもの以外のもの イ ホツパースケール ロ 充填用自動はかり ハ コンベヤスケール ニ 自動捕捉式はかりのうち、ひょう量が五キログラム以下のもの 四〇十二 （略） （指定検定機関の指定の区分） 第二十六条 法第百六条第一項の政令で定める区分は、次のとおりとする。 一 （略） 二 ホツパースケール 三 充填用自動はかり 四 コンベヤスケール 五〇二十二 （略）

○計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
別表第二（第二条、第三条関係）			別表第二（第二条、第三条関係）		
特 定 計 量 器	一 （略）	二 質量計 イ （略） ロ 自動捕捉式はかり （1）自動重量選別機 ひょう量が六百グラム以下 の ひょう量が六百グラムを 超えるもの	特 定 計 量 器	一 （略）	二 質量計 イ （略） ロ 自動はかり （1）ホツパースケール ひょう量が二十キログラム以下 の ひょう量が百キログラム以下 の ひょう量が五百キログラム以下 の ひょう量が一トン以下の もの ひょう量が一トンを超える もの 充填用自動はかり （2）最大充填量（充填用自動
一個についての金額	（略）	（略） 五万六千七百円 六万七百元	一個についての金額	（略）	（略） 十万六千六百円 十一万三千八百円 十三万二千九百元 十四万七千七百円 十七万五千六百円 八万千六百円

ひょう量が六百グラム以下のも ひょう量が六百グラムを超えるもの	四万四千円 四万八千円
------------------------------------	----------------

(3)	
はかりを用いて一の容器又は包装に充填される最大質量をいう。以下(2)及び別表第四第二号ロ(2)において同じ。)が一キログラム以下のもの	十万千四百円
最大充填量が十キログラム以下のもの	十二万七千八百円
最大充填量が二十五キログラム以下のもの	十六万七千七百円
最大充填量が百キログラム以下のもの	十六万七千七百円にその超える量が百キログラムまでを増すごとに六万百円を加えた額
最大充填量が百キログラムを超えるもの	十八万八千二百円
コンベヤスケール	
ベルトの長さが二十メートル以下のものであつて、ベルトの速度が単速度のもの	二十三万九百円
ベルトの長さが二十メートル以下のものであつて、ベルトの速度が多速度又は可変速度のもの	二十四万二千九百円
ベルトの長さが五十メートル以下のもの	

トル以下のものであつて、ベルトの速度が単速度のもの	三十三万四百円
ベルトの長さが五十メートル以下のものであつて、ベルトの速度が多速度又は可変速度のもの	二十四万二千九百円にその超える長さが五十メートルまでを増すごとに五万四千六百円を加えた額
ベルトの長さが五十メートルを超えるものであつて、ベルトの速度が多速度又は可変速度のもの	三十三万四百円にその超える長さが五十メートルまでを増すごとに七万六千五百円を加えた額
(4) 自動捕捉式ばかり自動重量選別機	五万六千七百円
(i) ひょう量が六百グラム以下のもの	六万七百元
(ii) ひょう量が六百グラムを超えるもの	四万四千円
(i) (i)に掲げるものの以外のもの	

備考 (略)	三十三 (略)	
	(略)	

別表第四（第二条、第四条関係）

特 定 計 量 器	一 (略)	一件についての金額
二 質量計 イ (略) ロ 自動捕捉式はかり		
	(略)	百五十八万四千百円

備考 (略)	三十三 (略)	以下のもの ひょう量が六百グラム を超えるもの
	(略)	四万八千円

別表第四（第二条、第四条関係）

特 定 計 量 器	一 (略)	一件についての金額
二 質量計 イ (略) ロ 自動はかり		
(1) ホップスケール		
ひょう量が百キログラム 以下のもの		
ひょう量が百キログラム を超えるもの		
充填用自動はかり		
(2) 最大充填量（累積はかり にあつては「ひょう量」		
	(略)	百七十七万六千七百円
		百九十九万八千七百円
		百七十四万六千七百円

備考 (略)	三 十六 (略)	ハ (略)
	(略)	(略)

備考 (略)	三 十六 (略)	ハ (略)
	(略)	(4) (3) とする。以下(2)において 同じ。)が百キログラム 以下のもの 最大充填量が百キログラ ムを超えるもの コンベヤスケール 自動捕捉式はかり 百九十三万八千七百円 百五十四万五千五百円 百五十八万四千百円 (略)

改正案	現行
附則 （自動捕捉式はかりの使用に関する経過措置） 第二条 自動捕捉式はかり（計量法（以下「法」という。）第二条第四項に規定する特定計量器であるものに限る。次項及び次条において同じ。）については、<u>法第十六条第一項の規定にかかわらず、令和六年四月一日前までは、同項第三号の検定証印等（次項において単に「検定証印等」という。）が付されていないものを取引又は証明における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために所持することができる。</u> 2 <u>検定証印等が付されていない自動捕捉式はかりであつて、令和六年四月一日前から取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されているものは、法第十六条第一項の規定にかかわらず、同日以後においても、令和九年四月一日前までは、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために所持することができる。</u> （削る）	附則 （特定計量器の使用に関する経過措置） 第二条 附則別表の第一欄に掲げる特定計量器（次項及び次条において単に「特定計量器」という。）については、計量法（以下「法」という。）<u>第十六条第一項の規定にかかわらず、それぞれ同表の第二欄に掲げる日（次項において「第二欄基準日」という。）前までは、同条第一項第三号の検定証印等（次項において単に「検定証印等」という。）が付されていないものを取引又は証明における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために所持することができる。</u> 2 <u>検定証印等が付されていない特定計量器であつて、それぞれ第二欄基準日前から取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されているものは、法第十六条第一項の規定にかかわらず、それぞれ第二欄基準日以後においても、附則別表の第三欄に掲げる日前までは、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために所持することができる。</u> （特定計量器の検定の開始時期） 第三条 特定計量器については、それぞれ附則別表の第四欄に掲げる日前は、<u>法第十六条第一項第二号イの検定を行わない。</u> （自動はかりの製造又は修理の事業の届出に関する経過措置）

第三条 (略)

(削る)

(削る)

第四条 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の計量

法施行令第二条第二号ロに規定する自動はかりの製造又は修理の事業を行っている者についての法第四十条第一項又は第四十六

条第一項の規定の適用については、これらの規定中「あらかじめ」とあるのは、「平成三十年九月三十日までに」とする。

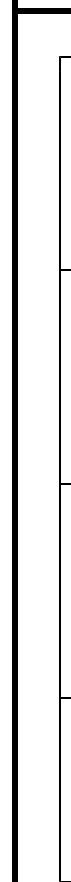
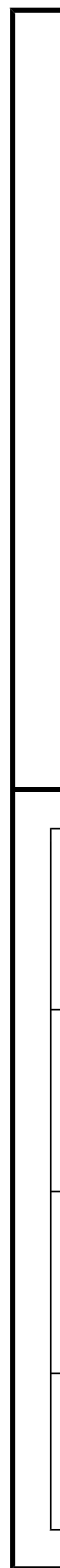
(特定商品の販売に係る計量に関する政令の一部改正)

第五条 特定商品の販売に係る計量に関する政令（平成五年政令

第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

附則別表

特定計量器（ 法第二条第四 項に規定する 特定計量器を いう。）	新たに使用す るものについ ての使用の制 限の開始日	既使用のもの についての使 用の制限の開 始日	検定の開始 日
一 自動捕捉 式はかり	令和六年四月 一日	令和九年四月 一日	平成三十一年 四月一日
二 ホッパー スケール、 充填用自動 はかり及び コンベヤス ケール	令和十年四月 一日	令和十三年四 月一日	令和二年四 月一日



改 正 案	現 行
附 則 この政令は、令和二年四月一日から施行する。 （削る） （削る）	附 則 （施行期日） 第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。 （ホツパースケール等の検定に係る手数料の額に関する特例） 第二条 令和十年四月一日前から取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されているホツパースケール、充填用自動はかり又はコンベヤスケールについて計量法第十六条第一項第二号イの検定を受けようとする者が納付しなければならない手数料の額に係る計量法関係手数料令第二条の規定の適用については、同条第三号中「同一の構造を有するもの」に、別表第四に掲げる金額と別表第二に掲げる金額に検定を受ける特定計量器の数を乗じて得た額との合算額」とあるのは、「別表第二に掲げる金額」とする。 （計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令の一部改正） 第三条 計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。 附則別表の一の項中「平成三十四年四月一日」を「令和四年四月一日」に、「平成三十七年四月一日」を「令和七年四月一日」に改め、同表の二の項中「平成三十五年四月一日」を「令和五年四月一日」に、「平成三十八年四月一日」を「令和八年

(削る)

四月一日」に、「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

(計量法関係手数料令の一部を改正する政令の一部改正)

第四条 計量法関係手数料令の一部を改正する政令(平成三十一年政令第六十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十四年四月一日」を「令和四年四月一日」に改める。